# 確認検査申請手数料改定に伴う経過措置について

日頃から当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当センターにおきましては、改正建築基準法の施行と省エネルギー基準への適合義務 化が令和7年4月に予定されていることから、審査内容の変更等に合わせ、手数料の構成等に ついての見直しを行い、令和6年4月1日(月)より確認検査申請手数料を改定させていただ くことといたしました。

つきましては、改定に伴う経過措置といたしまして、下記のとおり取り扱いますので宜しく お願い致します。

記

### ○ 改定後の確認検査手数料の適用について

令和6年4月1日(月)以降に引受け(本受付)となる申請から改定後の手数料が適用されますので、申請期日については十分ご注意ください。 なお、 $\frac{6}{1}$  (金) 17時15分までに引受け(本受付)した申請は、現行の手数料を適用することとなります。

## ○ 経過措置の内容について

⇒ 以下の期限までに事前審査依頼を受付した申請で、次の条件を満たすものにつきましては引受け(本受付)いたします。

#### 【事前審査依頼の受付期限】

- ・ 構造計算書の添付が有るもの 令和6年3月18日(月)17時15分まで (ただし、構造計算の内容等により、経過措置の適用ができない場合がございます)

## 【引受け(本受付)の条件】

- ・引受け(本受付)に必要な図書及び書類が揃っていること
- ・ 受付時審査(H19国交告第835号第1第2項)に適合していること
- ・ 道路照会したものは特定行政庁からの回答があり、適合していること
- ・ 建築基準関係規定への適合性の判断に影響する質疑等ついて補正が完了していること
- ※ 手数料の支払いが現金の場合は、引受け(本受付)の際に窓口でのお支払いが必要です
- ※ 手数料の支払いが振込の場合、経過措置の適用にあたっては、振込の確認後に引受け(本受付)と させていただきます

(お問い合わせ) 建築確認課 TEL 022-262-0401

事業管理課 TEL 022-262-1541

県北事務所 TEL 0229-29-9177